

かたり通信

福井から原発を止める
裁判の会 会報

◆発行：福井から原発を止める裁判の会◆

■代表：中嶋哲演 事務局長：嶋田千恵子

■「裁判の会」事務局連絡先→問い合わせはこちらまで・・・

・南康人(090-1632-8217)又は

・小野寺恭子(090-6275-4451) 〒910-3606 福井県福井市田尻栃谷町 14-1 まで

■弁護士事務局連絡先：笠原一浩弁護士

♥カンパ等のゆうちょ銀行振込先

〒914-0041 福井県敦賀市布田町 84-1-18

口座名：福井から原発を止める裁判の会

みどり法律事務所 (0770-21-0252)

記号：00760-6

番号：108539

◆ホームページ：<http://adieunpp.com> (本通信 PDF 版/その他情報をアップロード！)

通常総会の報告について
でもご一読ください！



6 月 8 日：大飯控訴審第 8 回口頭弁論 島崎意見書提出！ 入倉・三宅氏は過小評価のおそれあり！

当日の金沢市は、初夏を思わせるような暑さ。「新幹線効果」で賑わう兼六園前の歩道をいつものように行進。今回の口頭弁論では傍聴抽選にもれた人が 13 人と、多くの方々が集まってくださった。

名古屋高裁金沢支部の第 205 法廷、午後 2 時開廷直後、内藤裁判長が「裁判所の構成が変更・・・従前の結果陳述ということではどうか」と述べるや否や、一審原告代理人・島田弁護士から「裁判長！」の声。以下、「弁論の更新」をめぐる「通常通りの方法で」と主張する裁判長と、経緯を新任の裁判官に説明したいとする原告側代理人との間でややエキサイティングなやりとりが 10 分ほど続く。まさに「口頭」で「弁論」が行われるという異例の展開。原告代理人側の協議時間の要求が認められて、10 分間休廷後に口頭弁論は再開・・・そして・・・(詳細は 2 頁以降をご覧ください！)。

原告意見陳述は小松崎栄さん。東日本大震災の際、福島県南相馬市の障害者訪問活動に参加した経験から、事故の際には障害者の命を守れるのかと疑問を呈し、原発の停止を訴えた。また、南守弁護士が熊本地震の新知見や前原子力規制委員長代理の島崎邦彦氏から控訴審に提出された陳述書の内容、鹿島弁護士が「関西電力には技術能力がない」趣旨、原告の山本雅彦さんが生データの文書提出命令に関してそれぞれプレゼンを行い、さらに坪田弁護士が文書提出命令の必要性について説明。



報告集会：左から笠原弁護士、小松崎栄さん、
中嶋哲演さん、南守弁護士、只野弁護士。

次回第 9 回口頭弁論期日は 10 月 19 日 (水)

大飯控訴審

第8回口頭弁論期日メモ

＜以下、期日の概要は本訴訟の弁護団事務局長である笠原弁護士による＞

▼裁判長：前回から裁判官の交代がありましたので、弁論更新手続（注）を取ろうと思いますが、従前の結果陳述ということでよろしいですか。

▼一審原告代理人・島田弁護士：裁判官が交代とのことですので、新しい裁判官にも事案を理解して頂くため、弁論の更新をさせていただきます。

▼裁判長：通常通りの方法で行います。

▼一審原告代理人（複数）：「通常」とはどういうことでしょうか。

▼一審原告代理人・笠原弁護士：更新に必要な時間はどこで協議しましょうか。本日ですか、それとも別途進行協議期日を設けるのですか。

▼裁判長：本日は。プレゼンの機会は与えたいと思います。

▼一審原告代理人・内山弁護士：もし書面で足りるのだとすればそれは心外です。

▼一審原告代理人・坪田弁護士：大規模訴訟では、むしろ弁論更新は一般的です。

▼裁判長：弁論更新は次回ではなく今日行いたい。でないと、弁論が進みません。

▼一審原告代理人・円居弁護士：弁論更新をしつかり行うことは、民事訴訟の原則である直接主義の要請です。

▼裁判長：弁論の更新・プレゼンは次回期日にまとめて行いますが、更新そのものは今日ということではいかがでしょうか。

（弁護団協議・10分ほど休廷）

▼一審原告代理人・笠原弁護士：了解しましたが、弁論更新の時間は2時間ほどお願いします。

一審原告は控訴審第20～25準備書面をそれぞれ陳述。

一審被告は準備書面（29）を陳述。

一審原告は甲261-317を提出。

一審被告は乙101-105の2を提出。

一審原告は文書提出命令、証拠申出に関する意見書を提出。

一審被告は証拠申出に関する意見書を提出。

◆一審原告・小松崎栄さんによる意見陳述

◆一審原告代理人・甬守一樹弁護士によるプレゼンテーション（熊本地震によって判明した知見、島崎陳述書など）

◆同・鹿島啓一弁護士によるプレゼンテーション（関西電力は死亡事故を含む夥しい事故を引き起こしており、技術的能力がないこと）

◆一審原告・山本雅彦さん、一審原告代理人・坪田康男弁護士による文書提出命令に関するプレゼンテーション

▼裁判長：文書提出命令は法律問題も絡む微妙な問題なので、一審被告に意見を求めます。2週間ほどをお願いします。（注：一審被告は求釈明に対して「回答の必要がない」旨の意見書を出していたので、裁判長は、これをアレンジすれば出せるだろうと判断したようです。）

一方、一審原告もご意見があるかと思います。どの程度で出せますか。

▼一審原告代理人・笠原弁護士：

8月末までに提出いたします。

▼裁判長：検証・認証に対する判断は、予定では今日行うつもりでしたが、弁論更新を受けて、次回までに行います。

▼裁判長：一審被告は、生データについては審理促進の観点から前向きに対応をお願いします。

▼一審原告代理人・只野弁護士：大間訴訟等でも佐藤暁さんに対する尋問が行われますので、その結果も提出しますが、そういった他の裁判体の動

向も踏まえて、ご判断をお願いします。

▼裁判長：今申し上げたのは、これまで申請された証人等についてのことです。また、一審原告の今後の立証計画は。

▼一審原告代理人：本件において尋問は不可欠です。また、尋問を行うところも増えています。

▼裁判長：一審被告はいかがですか。

▼一審被告代理人：審理が熟した段階で終結をお願いします。

▼裁判長：次々回は入りたいと思います。

▼一審被告代理人：年内をお願いします。

▼裁判長：ただ、次々回にすぐ終結ではなく、最終準備書面の機会もあります。また、証拠調べもどうするかは未定です。仮に最終準備書面を出すとなると3カ月以上は必要と思われます。

(日程調整)

次々回期日は来年1月30日の午後2時からとします。

(注) 民事裁判では、裁判官が交代した場合、従前の口頭弁論の結果を陳述しなければならず、これを「弁論の更新」と呼びます。判決をする裁判官自らが弁論の聴取や証拠調べを行う直接主義の原則からすれば、裁判官が交代したときは、証拠調べを最初からやり直すことになりませんが、それではあまりにも煩雑ですので、口頭弁論の結果を報告させる「更新手続」で済ませています。実務では、交代した裁判官が法廷で「弁論を更新します」と言い、それを調書に書記官が「弁論更新」と記載（ゴム印を作って押している）するのみで更新手続を完了させることが少なくありませんが、公害・薬害など、社会的関心の強い大規模訴訟では、新しい裁判官にもこれまでの審理経過を理解してもらうため、相当の時間をとって、これまでの主張内容の概要を説明することがよく見られます。



◆控訴審やや詳細な報告◆

(以下「詳細な報告」の文責は編集子)

提出準備書面&文書提出命令の概要

今回の期日で「陳述」等された準備書面について簡単に解説します。

▶第20 準備書面 (4 頁)

熊本地震からの新知見。熊本益城観測地点で3成分合計1580ガル。気象庁も「今までの経験則から外れている」。

▶第21 準備書面 (7 頁)

福井県高浜町における津波新知見の概要。14～16世紀頃と推定される砂のイベント層が海岸から500m以上内陸まで認められる。これは天正地震(1586年)の大津波による可能性が高いと考えられる。関電は「発見された痕跡が天正地震の際に生じた津波によるものであるとの明確な調査結果が得られておらず、その生成原因や規模ははっきりしていない」ことを理由に基準津波策定上において考慮する必要がないとしている。

*編者注：「イベント層」とは、突発的な出来事により、数千、数百、数十年という地質学的な時間感覚からすると瞬時に形成される堆積物のこと。

▶第22 準備書面 (52 頁)

新規制基準は、福島原発事故後に制定された原子力関連法規の明文に反すること。深層防護とりわけ第4層(シビアアクシデント対策)・第5層(避難など)へ対応が不備であることなど。

▶第23 準備書面 (29 頁)

関西電力は、死亡事故を含むおびただしい件数の事故を引き起こしており、原子炉等規制法43条の6が要求する「技術的能力」を欠いていること。

▶第24 準備書面 (36 頁)

長沢啓行教授の補充意見書を踏まえた、関電準備書面(28)への反論。

▶第25 準備書面 (2 頁)

島崎邦彦教授が、その陳述書において関電の基

準地震動策定を批判していること

▶文書提出命令申立書（16 頁）

規制委員会に出した全ての生データを求めたところ、出てきたのはほとんど計算結果のみ。関電は規制委員会に生データを出していない！？規制委員会への提出如何にかかわらず、再度、生データを求める。

▶一審原告らの証拠申出に関する意見書（9 頁）

一審原告は一審から主張してきた事実の証拠調べを求めているに過ぎず、かつ、原審において証拠調べがなされなかったのは、裁判所が一審原告の求める証拠調べを不要と判断したに過ぎない。とりわけ、一審における関電の不誠実な訴訟対応は特筆すべきものがあり、よって、裁判例に照らし、「時機に後れる攻撃防御方法」にあたらないことは明白であり、その必要性に鑑みても、証拠調べが認められるべきことは明白である。

*編者注：以下、根拠法。

（時機に後れた攻撃防御方法の却下等）

民事訴訟法第 157 条

当事者が故意又は重大な過失により時機に後れて提出した攻撃又は防御の方法については、これにより訴訟の完結を遅延させることとなると認めるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、却下の決定をすることができる。

2 攻撃又は防御の方法でその趣旨が明瞭でないものについて当事者が必要な釈明をせず、又は釈明をすべき期日に出頭しないときも、前項と同様とする。

裁判官の変更に伴う弁論更新

第 8 回口頭弁論の冒頭、内藤裁判長は「裁判所の構成が変更・・・」と切り出した。その後のやりとりは笠原弁護士の期日メモのとおりだが、おそらくごく一部の方を除いては何が起きているのか分からなかったであろう。しかもそれが 10 分ほど続いたのである。多くの傍聴者が「弁論の更新？

それ何？」といったところではなかっただろうか（編集子がそうです）。以下は、「弁論の更新」及びその背景にある「直接主義」について規定している民事訴訟法の条文である。

（直接主義）

第 249 条 判決は、その基本となる口頭弁論に参与した裁判官がする。

2 裁判官が代わった場合には、当事者は、従前の口頭弁論の結果を陳述しなければならない。

・・・以下略・・・

この条文通りであれば、「裁判官が代わった場合には、当事者は、従前の口頭弁論の結果を陳述」することになる。ところが、現実には笠原弁護士の解説が示唆しているとおり、社会的な注目を集めることのない一般の裁判ではそのようなことはあまりないらしい。内藤裁判長はとにかく審理を前へ進めたいがために、一般的な裁判と同様の扱いをすべく「通常通りの方法で・・・」という表現を使ったと思われる。一方で原告代理人は、これだけの多岐にわたる問題点をはらむ裁判では、新任の裁判官に対してこれまでの経緯について、ある程度の説明は必須であると判断し、これまでに提出済みの書面のみではなく、口頭での説明による「弁論の更新」を求めた。それが今回の口頭弁論冒頭のやり取りとなった。

意見陳述

障害のある方にとっての避難は困難

原告 小松崎 栄さん

私は現在、相談支援専門員として障害のある方の相談支援に携わっています。2011 年の東日本大震災の際には、きょうされん（旧称：共同作業所全国連絡会）という障害者団体の福井支部からの

派遣という形で、福島県南相馬市の障害者訪問活動に参加しました。そのときの経験をお話させていただきたいと思います。

震災直後の南相馬市に入る

2011 年 4 月 29 日に福井を出発し、夕方には郡山市の「JDF（日本障害フォーラム）被災しょうがい者支援センターふくしま」に到着しました。まずここで震災後の経過の説明を受けました。JDF では、東日本大震災直後から障害者の安否確認や物資を届ける支援に取り組んできました。しかし、避難先となるべき地域の避難所に障害者の姿はなく、いったいどこに避難しているのかまったく把握できない状況ということでした。この時、南相馬市は東京電力福島第一原発の事故を受け、市の南部は立ち入り禁止区域、中心部は緊急時避難準備区域となっていました。また、飯館村に隣接する付近は計画的避難区域、一方で北部の鹿島区付近は原発から半径 30 km 外で制限は設けられていませんでした。同じ市内でもこうした複雑な条件の中で、障害ある方たちの安否確認を行ない、まだ予断を許さない原発にもし何かあった時の避難方法を確認するために、個別の訪問活動が開始されたのです。そこには南相馬市長による、障害者手帳所持者の名簿の開示という判断がありました。

医療は機能していなかった

4 月 30 日には南相馬市に入り、他県から派遣されたチームと合流。二人一組となって一日に 10 件を越える訪問を行ないました。65 歳以下の障害ある方が訪問対象でしたが、身体障害者手帳の所持者となると、心臓や腎臓などの内部障害の方も対象となります。すぐに医療はほとんど機能していないということがわかりました。原発事故による避難のため、南相馬市内で人工透析を行っていた病院は閉鎖になり、透析を必要とする人は県内、県外を何か所も回って病院を見つけなければならなかったと伺いました。市内には人工透析を再開

している病院はなく、まだ戻れないが、ゴールデンウィークの休み中に家に荷物を取りに来たのだ、と話されていました。小児科もまだ診療を再開している所はなく、別の方は、こどもさんのてんかん発作の薬を出してもらうのも困難だとおっしゃっていました。

生活の均衡の崩れが命取り

市民病院もやっと一部外来が始まった所でしたが、市内全域で入院病床は 10 床しか確保されていない状態でした。本来的には緊急時避難準備区域内にはこどもや高齢者、病人、障害者などはいてはならず、生活していないという前提のため、建前上は病院も学校も施設も開所できません。しかし、現実には、病気や障害がある要援護者が家族内にいたら、避難はそう簡単なことではなく、避難できずに残っているのは、むしろこうした病院や施設を必要としている人たちでした。

視覚障害の母と自閉症の弟がおり、とても自宅以外では生活できないと話す方。ご夫婦で視覚障害がある方たちは、南相馬市が原発避難のために用意したバスの乗り場まで行けなかったと話されていました。物流も止まり、食料品などの物資も底をつく中でやっと生き延びていたとのことでした。また、「何があっても自分たちの責任でここに残ります。こだわりが強く、パニックを起こしたり、奇声を上げたりするので、避難所で生活するなんて無理ですから。」と話す障害ある方のご両親。寝たきりのお年寄りや障害のある方が家族内にいる方、常時酸素吸入をしているため、自宅以外での生活やバスでの避難は困難なこどもさんなど…。いったんは避難したけれども避難所にベッドがなく、ずっと車いすで過ごしたという方もいました。ぎりぎりの均衡を保って生活を成り立たせていた方たちは、その均衡を崩すことが命とりになります。

復旧や復興に向けて他の被災地が動き出そうとしている時に、南相馬市ではまだまったく先が見

えていませんでした。「〇〇さんは新潟に行ったよ。」「岡山の息子さんが迎えにきたみたいだよ。」と、訪問先で隣近所の方が行き先を教えてくれることも多くありました。見通しが立たない中で、隣近所もバラバラになっていくのと感じました。「弟二人は新潟の小学校へ、上の子はこっちの高校に通ってる。お父さんは透析があるから戻ってこれないし。」と家族がバラバラになって暮らしているケースもめずらしくありませんでした。

弱者はちょっとした変化で不安定に

よくお年寄りが環境の変化で体調を崩されると聞きます。障害のある方も環境変化には敏感です。いつもと違う場所、いつもと違う人たち、いつもと違う日課…、普段の小さな変化でも不安定になったり、体調を崩したりする方が、私の勤務する施設にもたくさんいらっしゃいます。障害によって特性はありますが、どこに何があるかわかる動きやすい空間で、慣れた家族や仲間たちと、見通しがあって生活する、そんないつもと変わらない毎日が何より大事なのです。言語での表現が難しい方はなおさらです。使えないトイレ、動けない段差、騒がしい空間、休息場所がない…、見知らぬたくさんの人、何が起こるのかよくわからない不安…このような中にあるのは心身両面に渡ってストレスにさらされます。障害によって、様々な状況を整理し理解するということが苦手な方にとっては、このストレスは我々の比ではないと思います。

原発事故は人災

震災、そして原発事故後、私が見た逃げられなかった人々は、簡単に環境を変えることが困難な障害者や高齢者でした。原発に近い地域では追い打ちのように医療機関が閉じ、サービス提供事業所が閉じ、最も支援を必要とする人たちが取り残されることになりました。震災は自然災害です。食い止めようとしても避けられないこともありま

す。しかし原発の事故は自然災害ではありません。しかもそれまでの日常を元に戻すことができなくなってしまう。障害のある方にとって日常の中で生活することがどれだけ大切なことか。いざ何かあった時には、最も過酷な状況に置かれるのは誰なのか。私は南相馬市でその現実を見てきました。

昨春まで、常盤自動車道は途中に通行不能区間がありました。現在は全線開通して仙台まで行けるようになっていました。昨年末に帰省した折、ずっと気になっていた浜通りへと行ってみました。実家のある水戸から広野まで行き、更に一般道で檜葉、大熊、双葉、浪江へと北上しました。高速道路の両側には放射線量が電光掲示板で表示されています。最大は $4.2\mu\text{Sv/h}$ (!)。一般道(6号線)の側道は「帰還困難区域」の看板と閉鎖のためのバリケード。信号だけ点滅している様は震災後の南相馬市と変わりません。震災当時のままの建物が残り、そうか、ここは5年近く経ってもそのままなのだと愕然としました。何も進んでいないし、終わっていません。放射性廃棄物を入れた黒袋が並ぶ田んぼ。人が入っていけない場所になってしまったのだと思います。

震災から1年経った頃、親戚の葬儀で仙台を訪れる機会がありました。空港からは遠くで重機が動くのが見え、電車からは大規模な仮設住宅が見えました。それでも海岸線を走る仙石線は途中で復旧していましたが、街中は何ごともなかったかのようににぎわいでした。そして昨年末に訪れた福島。そこは5年という年月が止まったままでした。この差に愕然とし、原発事故の怖さを再認識しました。原発事故の被災地と他の被災地との決定的な違いは、「次へ進めない」、「同じ土地に戻ることすらできない」ことなのだろうと思います。5年前に訪問したご家族が、今どうやって暮らしているのかがとても気になります。

事故が起きたら助けられるの？

いざ原発の事故が起きた時に、車いすの方はま

熊本地震の衝撃



熊本地震の衝撃



・ほぼ同じ場所を立て続けに震災7
・前面に倒えた建物が本道で衝突す
るケース多数
・新設の基準を満たす建物でも倒
壊多数

関西電力には技術的能力がない

(準備書面 20、24、25 について・・・鹿島弁護士)

本準備書面を用意した理由は以下の通りである。

まず、原子炉等規制法第43条の3の6第1項設置(変更)許可の要件として、原発を設置・運転するために必要な「技術的能力」を事業者が有することを求めている(2号、3号)。

次に、一審被告代理人弁護士は、2月29日の期日で関西電力は「技術的能力」を有しており、規制委員会が地震の生データの検討なしに同社の計算結果を評価していることは問題ない旨発言した。

ところが、最近の事故として、高浜原発4号機が平成28年2月20日の放射能汚染水漏れ事故、そして2月26日に再稼働した後、3日後の2月29日に原子炉緊急停止事故を起こしたのは記憶に新しい。

過去には原子力発電に関して、主な事故を拾い拾い上げただけでも43年間で267件の事故を起こしている。単純平均で1年間に6.2件の事故を起こしている(甲276『原子力市民年鑑2015』)。

過去の事故

美浜原発	大飯原発	高浜原発
- 平成16年8月 配管が破裂し、高温高圧の蒸気が噴出し、作業員5人が死亡、6人が重軽傷を負った。 - 本来は厚さ1cmの配管が1mm以下になっていた。 - 昭和51年の運転開始以来、一度も検査が行われていなかった。 - 関西電力は、事故発生前に、検査対象から漏れていることを認識したにもかかわらず、これを放置した。 - その結果、死者5名、重軽傷者6名という最悪の原発事故を引き起こした。	- 平成3年2月 蒸気発生器細管ギロチン破断 - 原子炉緊急停止 - 最後の砦であるECCS作動 - 加圧器逃し弁も故障 - ECCSの注水量も減少 - 原子炉の水位もわからない状態 等々 →メルトダウンしても全くおかしくない状況	- 平成3年2月 蒸気発生器細管ギロチン破断 - 原子炉緊急停止 - 最後の砦であるECCS作動 - 加圧器逃し弁も故障 - ECCSの注水量も減少 - 原子炉の水位もわからない状態 等々 →メルトダウンしても全くおかしくない状況

43年間で267件の事故

さらに以下のような重大事故の数々・・・！

7

美浜1号機燃料棒大折損事故 ～3年8か月にわたる事故隠し

- 昭和48年3月 燃料棒2本が合計170cmにもわたって折損し、一部の被覆管やペレットは粉々になって炉内を循環し、行方不明になった。
- 日本の原子力開発史上、前代未聞の重大事故
- 関西電力は事故の存在を隠蔽
- 昭和51年 田原総一郎氏が著書で事故を明らかに
- 昭和51年12月 関西電力が事故を公表
- 3年8か月もの間、事故を隠蔽

8

美浜原発3号機蒸気噴出事故 ～最悪の死傷者を出した原発事故

- 平成16年8月 配管が破裂し、高温高圧の蒸気が噴出し、作業員5人が死亡、6人が重軽傷を負った。
- 本来は厚さ1cmの配管が1mm以下になっていた。
- 昭和51年の運転開始以来、一度も検査が行われていなかった。
- 関西電力は、事故発生前に、検査対象から漏れていることを認識したにもかかわらず、これを放置した。
- その結果、死者5名、重軽傷者6名という最悪の原発事故を引き起こした。

10

美浜原発2号機蒸気発生器細管ギロチン破断事故～メルトダウン一歩手前の原発事故

- 平成3年2月 蒸気発生器細管ギロチン破断
- 原子炉緊急停止
- 最後の砦であるECCS作動
- 加圧器逃し弁も故障
- ECCSの注水量も減少
- 原子炉の水位もわからない状態 等々
- メルトダウンしても全くおかしくない状況

これらのことから、西電力の「技術的能力」の欠如は明らかである。

しかし、関西電力の以下のように主張します。

①福島第一原発事故は、東京電力が津波対策を怠ったために起きた事故にすぎない。

②大飯原発は、福島第一原発のような沸騰水型ではなく、加圧水型だから安全。等々

関西電力からは、不相応にも自らの能力を超えた技術を扱っているのかもしれないという謙虚さを感じることは全くできない。その慢心は、深刻な災害を引き起こす危険性をいっそう高めているといわざるを得ない。

原発が稼働していなくても、電気は十分に足りている。原発の再稼働は、関西電力の金儲けの手段にすぎないが、それも大事故が起きなければという運頼みのギャンブルである。関西電力は、大事故という実弾が入ったロシアンルーレットを行



おうとしている。司法は関西電力と一緒にこのようなロシアンルーレットを行い、関西電力と心中してはならない。

文書提出命令申立書について

(原告山本雅彦さん+坪田弁護士)

◆地震動データ提出の必要性について

以下のデータについて、文書提出命令の申立をした。

1 本件原子炉敷地に関し実施されたとされる、
P S 検層、試掘坑弾性波検査、反射波地震探査、
微動アレイ、地震波干渉法（一審被告提出の「乙
第 4 9 号証」、「地下構造の調査・評価」）のそれぞ
れの結果を示すデータ、取りまとめた図等を解析

2 大飯原発敷地周辺の海岸地域の地殻変動について一審被告が調査、評価を行った全ての元データ、及び、上記地域の12～13万年以降の地殻変動に関する解釈を記した一審被告作成文書

3 北丹後地震と共役断層で宮津湾まで伸びる山田断層と山田断層帯（郷村断層を含む）について、一審被告が調査、評価を行った全ての元データ

4 上林川断層について一審被告が調査、評価を行った全ての元データ、及び同断層に関する規制委員会の評価を記した文書

裁判長も指摘された通り、基準地震動の策定が適正になされたか否かは、本件における重大な争

点の一つである。これが解明されないまま判断がなされることがあってはならない。

一審被告は、本件原発の基準地震動の策定は適正に行われたと主張し、その証明と称して書証を提出している。しかし、一審被告は、準備書面はもとより書証においても、結論ないし計算結果を記すのみで、地盤・地質調査の原データを提出していないから、そもそも一審被告の主張の当否の検討は不可能である。

しかも第6回口頭弁論で、一審被告が規制委に対して、元データ（『数値データ等』）は提出せず、解析結果や解析図、解析方法を示して説明しているに過ぎないことが、改めて明らかにされた一審被告が提出した資料だけでは、一審被告が行った調査結果について、解析方法、解析結果、解析図に誤りがあった場合、また、解析するデータに改ざんがあった場合に、安全性を判断することができない。さらに、誤った結果から必要な調査の見落としがあった場合にも、安全性を判断することができない。

一審被告は、一審原告の指摘する元データ（生データ）＝「数値データ等」が存在することを認めていることは、看過できない極めて重大な事実である。この「数値データ等」は、「本件原発の基準地震動の策定は適正に行われた」か？の当否を検討する上で必要不可欠なデータの一つであることに異論はないはず。それにもかかわらず、一審被告は、「訴訟の完結を遅延させることになる」という理由で、提出は「必要ない」と述べているが、これは重大な誤りである。もし、これらの審理抜きに判決が下されることになれば、審理が不十分であると評価されるのは必定で、裁判所としても、最も重要な責務を放棄することに等しい。



◆原発周辺の海岸地域の地殻変動について

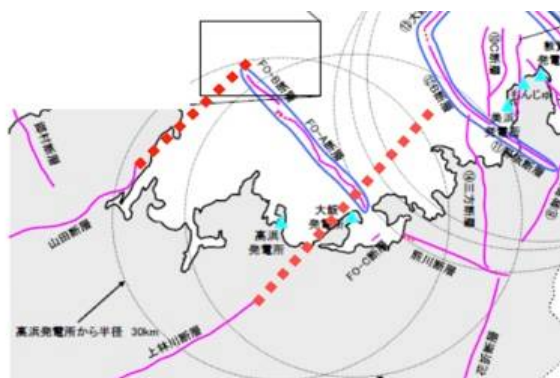
一審被告の資料によれば、大飯原発の台場浜を含む周辺海岸地域に分布する最終間氷期の海面が高い時期に形成された海成層が、標高 8～10メートルまで隆起している。また、台場浜では、相対的に同じ時期の中位段丘面が南にいくにつれ低くなっているため、南の海岸部に断層が想定される。問題は、これが緩慢な隆起なのか、地震を伴う間欠的隆起なのか、間欠隆起だとすると、その地震を引き起こした断層はどこにあるのかである。

大飯原発敷地周辺の海岸地域の 12～13 万年前以降の地殻変動を解析することは、基準地震動を策定する上で決定的に重要であり、したがって、そのことを示した文書は、基準地震動策定方法の合理性の有無を検討するにあたって不可欠である。

◆山田断層及び山田断層帯について

地震調査研究推進本部の評価によれば、郷村断層の最新活動時期は 1927 年の北丹後地震とされ、その郷村断層と山田断層を含む山田断層帯主部の最新活動時期は、約 3 千 3 百年前以前であったと推定される。しかし、一審被告は、郷村断層より大飯原発の近距離にあり、活動時期も新しい山田断層の評価について規制委員会に報告していない。

よって、北丹後地震と共役断層で宮津湾まで伸びる山田断層と山田断層帯（郷村断層を含む）について、一審被告が調査、評価を行った全ての元データ（生データ）は、一審被告の断層評価に合理性があるかを検討するうえで、不可欠である。



◆上林川断層について

一審被告は以下のように主張している。

「確実に活断層が存在しないと確認できた（福井）県境付近を北東端とした」と述べて、「1 審原告らは、上林川断層の北東端が海域に延びると考えるのが普通であると述べるが、何ら科学的、具体的な根拠なく主張するものに過ぎない」

「したがって、科学的、具体的な根拠なく上林川断層に関する「元データ（生データ）」の開示を求める 1 審原告らの主張には何ら理由がなく、開示の必要はない。」

この地域に詳しい志岐常正・京大名誉教授（地質学）によれば、「あると考えるのが自然であり、ないと言うのは詳しく調べていないだけである」

「大飯原発の西側沿岸は、海が浅いため、通産省（以前）の地質調査所が調べることができなかった」「山田断層帯が延びる海域は、河川からの堆積層の分布が厚いためわかりにくい」と指摘している。

関電は、「何ら科学的、具体的な根拠なく主張するものに過ぎない」と述べているが、両専門家の指摘は重く受けとめるべきであり、すべて元データ（生データ）を開示すべきである。

◆坪田弁護士による陳述

文書提出命令の意義について一言申し上げます。規制委員会に出した全ての生データの提出を求めたところ、出てきたのはほとんど計算結果のみでした。被告関西電力代理人は、原子力規制委員会がそうであるように、司法にも関西電力を信じてほしいと言わんばかりの態度で、生データについては提出するつもりはないようです。本当は、関西電力は規制委員会に生データを出していないのでは？任意の提出が不可能となった時点で、裁判所からの文書提出命令による生データ提出を再度求めます。

一審原告は一審から主張してきた事実の証拠調べを求めているに過ぎず、かつ、原審において証

証拠調べがなされなかったのは、原審において一審原告が証拠調べを求めなかったからではなく、裁判所が一審原告の求める証拠調べを不要と判断したに過ぎません。とりわけ、一審における関電の不誠実な訴訟対応は特筆すべきものがありました。よって、裁判例に照らし、「時機に後れる攻撃防御方法」にあたらなことは明白であり、その必要性に鑑みても、証拠調べが認められるべきことは明白です。

＊編者注：以下、文書提出命令の根拠法。

（文書提出命令等）

民事訴訟法第 223 条

裁判所は、文書提出命令の申立てを理由があると認めるときは、決定で、文書の所持者に対し、その提出を命ずる。この場合において、文書に取り調べる必要がないと認める部分又は提出の義務があると認めることができない部分があるときは、その部分を除いて、提出を命ずることができる。

記者会見・報告集会

（場所は金沢弁護士会館、司会は鹿島弁護士）

◆中畠哲演原告団長あいさつ

皆さん、ご苦労さまです。お礼と感謝を申し上げます。毎回、弁護団の皆さんのおかげで充実し公判を展開してもらっていますが、ご参加いただいた皆さんも同感されると思いますけど、なかなか今日は印象的な素晴らしい期日だったと思います。意見陳述をいただいた小松崎さん、そして弁護団の皆さんの素晴らしいプレゼン。次回、次々の期日に向けて私たちの決意を固めさせてくれる内容だったと思っています。

◆意見陳述及びプレゼン等について

意見陳述を行った小松崎栄さん、及びプレゼンを行った弁護士皆さん及び原告の山本雅彦さんがそれぞれ陳述した内容を説明。九州の玄海原発の弁護団のお一人である樺島弁護士が九州での状況を説明。



◆記者との Q&A

Q：島崎意見書の意義についてどう考えたらよいのか？

A：非常に大きな意味がある。学会という場で、考えていることを世に問うてきた。言っていることは、入倉・三宅式を使うと地震モーメントが過小評価されるということ。

A：どうも、関電は規制委に生データを出しているわけではないことが分かってきた。それと、関電は自らに都合のよい結果が出る計算式しか使わなかった。それが島崎意見書で白日の下にさらされた。規制委員会による審査のプロセスはブラックボックス化している。第三者が検証できなければ科学とは言えない。諸説ある中で恣意的に都合のよい説を選択するのは科学ではない。

Q：島崎意見書が出た経緯は？

A：島崎氏は目新しいことを言っているわけではない。学会で言っていることをここで言っているだけ。関電がそれを受け入れればよいが、そうはしない。島崎氏は自らが学会で主張してきたことを裁判所にも理解してほしいということに過ぎない。ごく自然な流れです。

Q：島崎さんは基準地震動がダメとははっきり言っているのか？

A：書面に従うならば、ほぼ言っているに等しいと言える。地震モーメントは基準地震動の重要な要素であり、これが上がれば、ほぼ確実に基準地震動も上がる。特に大飯は入倉・三宅式がダイレク

トに効いてくる。

Q:関西電力の267件の事故に火力は入っていないのか。

A:すべて原発の事故。

5月15日定期総会開催

定期総会は福井市にある福井県教育センターにて、午前10時より開始されました。弁護団からは島田弁護士、鹿島弁護士が参加していただいた。総会に先立って、福島原発告訴団副団長の佐藤和良さんより記念講演をいただきました。(全体司会:小野寺恭子)

佐藤和良さん講演要旨

佐藤さんからは、「福島原発事故から5年～手をつなぎ、たたかい続ける被害者たちのいま」と題して講演をいただいた。その内容は多岐にわたるが、要点を絞ってお伝えしたい。

▼原発事故の背景

まず、福島原発事故が起きた背景を説明。以下の3点を挙げたい。ひとつは、国策としての原発推進-国家総動員体制=原子力ムラ、国追従の立地町と福島県の姿勢である。そして、安全神話-安全軽視と効率優先、闇に葬られてきた被曝労働の問題。原発は止まっていますが、被曝労働の問題は常に存在すること。そして3つ目として、分断と差別構造の中の原発立地地域、いのちよりもカネの

原理が優先されていること。原発が誘致される過程では、「原発ができれば双葉は仙台のよ

うになる」と言われて、夢を振りまかれた。

▼終わらない原発事故

地震、津波、原発の冷却材喪失事故、地震による配管破断、津波による非常用電源の喪失が錯綜しており、事故の真相はいまだに不明。そもそも政府の原子力緊急事態宣言は未だ解除されていない。

一般の被曝線量は1ミリシーベルトなのに、国は福島県に被曝の限度を20ミリシーベルトとしている。日本国内で福島県だけは法律が順守されていないような状況。

また、廃炉作業は40年で終わるのか。この期間で本当に東京電力はやるのか。高レベル放射能下での過酷な労働において労災事故が危惧される。熟練労働者は次々と離脱している。準公務員が対応するようなことが必要では・・・。

凍土壁の維持は7年間という話もある。汚染水の海洋放出の問題、関連してトリチウムの分離の問題、生体濃縮のリスク、それに汚染水からできた高レベルスラッジもたまっている。

▼分断と帰還の強制

初期被曝を福島県は隠していた。炉心溶融マニュアルは、東電はないと言い続けていたが、新潟県があるはずと冒って、この2月にあることが分かった。東電は5年間も隠し続けてきた。

檜葉町は避難指示が解除されたが、帰還したのは人口の6%ほどでしかない。フレコンバッグの耐用年数は5年であり、その劣化も懸念される。

また住宅無償提供の打ち切りが行われようとしており、これは言い換えれば被害者切り捨て政策である。2016年2月までには営業損害賠償の打ち切り、2018年3月までには精神的損害賠償の打ち切りを行おうとしている。

▼私たちの課題

私たちは国や県に当たり前のこと、つまり生き



「熱い」講演でした。熱さを伝えきれず、申しわけありません。

るための基本的権利を求めているだけ。原発は今そこにある危険。中長期的目標としての脱原発ではなく、即時・無条件の原発停止と廃止を求めたい。原発廃止は未来の話ではなく今の話。皆さんとつながって一緒に頑張っていきたい。

(ここから総会。議長として南事務局次長を選任)

総会開会の挨拶(中嶋哲演代表)

皆さん、ご苦勞様です。佐藤さん、本当にありがとうございました。今日トータルに問題点をきっちりお話しただいて、私たちに呼びかけていただいて、心から感謝いたします。

福島の方々の過酷な犠牲があつて、全国各地の人たちが目覚めたと思います。福井県においても同じように、福島の方々のご奮闘によって、私たちが立ち上がるようになったと思います。この「福井から原発を止める裁判の会」が立ち上がって、素晴らしい樋口裁判長の判決や決定を導き出すことができました。

福島県の浜通りが、お話にあつたように「福島県のチベット」とみなされてきたように、福井県では北部(福井市など)と南部(若狭)で「南北問題」がありました。この「裁判の会」は、じつは80万県民のうち65万を占めている北部の市民の方々が立ち上がって、献身的な活動をしてもらって裁判が展開して、あの名判決を得ることができた、そういう活動に負っています。

福島県の方々があの事故以後に、非情な分断政策も一方ではありますけれども、それを克服して大同団結されているように、福井県の私たちも、こんどの裁判闘争で実証されたように、大同団結して、何としても福井県で即時に若狭の原発を廃止していける動きに入りたいと願っています。

福井県においてはいま申し上げた経過で、嶺北の方々に私たち若狭の者が大感謝している次第です。こんどは、滋賀県の住民の方々が立ち上がって訴訟を起こしてもらって、滋賀県の地裁が

ああいう決定をしてくださったというのはたいへんな意義をもっていると私は思います。

つまり原子力村、原子力行政が今日までやってこれたのは、地元の自治体と立地県の合意さえ取り付ければ物事は推進できるのだという、そういう推進側が敷いてきた枠組みがあつたのです。これで理不尽なことがいっぱいごり押しされてきたわけです。それが今やできなくなってしまう。現実にお隣の滋賀県の住民が立ち上がって滋賀県の地裁が決定を出したことによって、実際に原発を止めることができました。そういう従来の枠組みを超えた大きな展開がなされてきている現状にあると思っています。

しかも滋賀県は、関西広域圏1450万人の水がめである琵琶湖を擁しているわけです。全部関西広域圏の大量の電力消費のために、若狭に原発が集中されてきたわけです。福島もそうです。関東、首都圏の電力消費のために東北ブロックの浜通りに、原発が押しつけられるというとてもない問題があつたのです。

ですから私は安全神話と必要神話と言っているのですが、原発の安全神話、必要神話の最大の問題点は、福島や若狭や柏崎の過疎地に1基目、2基目の原発を建設したその時点で、安全神話と必要神話の根本的な矛盾を、原子力村が自ら浮彫りにしていたのではないかと、指摘しておきます。いま申し上げたような形で大きな展開がなされている中で、関西の皆さんも多数参加していただいて、500人を超える大原告団を結成することができました。だから私たち若狭の住民も、そうしてみ



総会議事に先立ち中嶋哲演代表が挨拶

なさんが立ち上がってもらっているから、皆さんに依存してということではなくて、いま申し上げてきた全経過を含めて、それぞれのレベルの住民、当事者、関係者が一致団結して、何としても一日も早く高浜原発、大飯原発を止めていく若狭全体の 15 基の原発を廃炉に追い込んでいくという、今日の総会がそういう大きな運動の出発の一步となることを心から願っております。具体的なことは嶋田さん（「裁判の会」事務局長）、あるいは弁護団の先生方からご報告をいただいて、大いに熟議していただいて、誰もが「こうしてがんばろう」という新しい結論を立てていただくようお願い申し上げます。

総会議案の説明（嶋田事務局長）

（「高浜原発 3、4 号機差止訴訟提訴の今後について」です。やや長くなりますが、重要なことですので、（案）の全文を掲載します。）

議案（案） 高浜原発 3・4 号機運転差止訴訟提訴の今後について

昨年 12 月 24 日の福井地裁において、林潤裁判長以下、3 名の裁判官は運転差止を命じた仮処分の原決定を覆し、高浜原発 3・4 号機の再稼働に道を開きました。



議案を説明する嶋田事務局長

私たち「福井から原発を止める裁判の会」は、仮処分決定が覆された以上、正式裁判において十分な時間をかけて事実を調査し、再度裁判所に公

正な判断を求めること、そして、このような決定を下した福井地裁に対して、その理を公開の場で市民に対して十全に説明させ、審理の過程で決定の再考を促すことが是非とも必要だと考え、本年初頭より新たに高浜原発 3・4 号機運転差止めを求める正式裁判を、福島第一原発事故より 5 周年となる本年 3 月 11 日に提訴するための準備を進めてきました。

限られた時間の中での急な呼びかけではありましたが、福井県内および県外各地、とりわけ電力消費地の京阪神から多数の原告団への御参加を頂いたことに、この総会の間をかりまして、あらためて感謝申し上げます。これだけの短期間に、福井県はもとより 500 名を超える原告が京阪神、福島をはじめ福井県外全国から結集したことに、私たちが大きな責任を感じて身の引き締まる思いをすると同時に、原発再稼働を止める運動の大きな広がりの手ごたえを感じてきました。

一方、関西電力は福井地裁の林不当決定を受けて高浜原発 3・4 号機を再稼働させましたが、4 号機は再稼働直前に第一次冷却水の漏洩を起こし、それにも関わらず強行された再稼働から 3 日後の 2 月 29 日に発送電作業のトラブルにより緊急停止という事態に至りました。そして、本年 3 月提訴に向けて最終準備に入っていたところ、提訴予定日の 2 日前、9 日に大津地裁が仮処分決定において高浜原発 3・4 号機の運転差止めを命じ、これを受けて 10 日に関西電力は稼働中だった 3 号機も停止させ、高浜原発 3・4 号機は大津地裁の仮処分決定が覆らない限りは運転が出来ない状態となり、今日に至っています。

私たち「福井から原発を止める裁判の会」としては、3 月 11 日に予定していた提訴について、大津地裁決定の今後と全国的な原発裁判闘争の情勢を見極めて、提訴の時期を判断→検討する必要が出てきたとの判断から、原告の皆さまに対しては非常に急なお願いとなりましたが、3 月 11 当日に予定されていた提訴行動を原告緊急集会に切

り替え、①高浜原発3・4号機差止正式裁判提訴の保留、②今後については5月15日開催の総会において議案として討議する、という二点について事務局より提案し、集会に参加された原告の皆さま方での議論を経て、その後、文書により全国の原告の皆さまに経緯を説明して御意見を伺いましたが、提訴保留の判断につきましては異論なく、原告団全体としての合意を頂きました。大変、急な方針の変更であったにも関わらず、多くの皆さまからご理解を頂き、原告辞退の申し出もほとんど無かったことに深く感謝申し上げます。

高浜原発3・4号機差止の正式裁判提訴につきましては、大津地裁仮処分決定により情勢が変わったからといって、全くその意義が損なわれるものではありません。林不当決定の効力が消滅したという点は運動面では大きな違いですが、やはり非公開の場であるような拙速な決定を下した福井地方裁判所に対して、市民に公開された場でその理を審理するよう求めていくことは重要な司法領域でのたたかいであると考えております。また、仮処分の手続きは、最終的に「原発を動かすのか否か」を決めるためにはどこかで正式裁判での判断を求めることになるわけであり、提訴時期の問題はありますが、その際に原発立地地元での福井県において責任をもって裁判闘争を準備し、電力消費地の京阪神をはじめとした全国の反・脱原発運動とのつながりを作り出していくことには重要な意義があると考えます。

このような理由から、いったん福井地裁への提訴を保留しております高浜原発3・4号機差止訴訟につきましては、事務局と弁護団との協議を継続しながら、年内にも結論が出されるのではないかと観測もある進行中の大津地裁における仮処分異議審および本裁判の推移を見極め、しかるべき時期に、事務局より福井地裁に正式裁判を提訴する方針を提起する方向で調整したいと考えております。皆さまからの委任状および提訴費用につきましては、今しばらく事務局でお預かりさせて頂

きます事にご理解を賜りますようお願い致します。

私たち「福井から原発を止める裁判の会」では、大飯原発3・4号機差止訴訟の控訴審をたたかっておりますが、こちらも近い将来、結審と判決が予想されます。その後は判決結果に関わらず、福島第一原発事故以降で初めての原発訴訟についての判断を最高裁に求めるというきわめて重大な局面を迎えます。また老朽化した高浜原発1・2号機の廃炉を求めてさる4月14日に名古屋地裁に提訴されたTOOLD40の行政訴訟につきましても、会として正式に原告参加、支援協力する態勢で臨んでおります。これらのたたかいと軌を一にしながら、福井からすべての原発を止めるために高浜3・4号機差止の新たなたたかいにも全力で取り組んでいきたいと考えております。全国の原告、会員の皆さまからの一層の御協力、ご支援をよろしくお願い致します。

討議の内容

(メモ的ではありますが、以下は参加者から寄せられた意見の一部です。特に銘記していない限りは一般の参加者からの意見です。)

▼(島田弁護士) 現在行われている大飯控訴審でもそうだが、法廷だけの闘いではなく、市民の監視が重要。裁判所を包囲するぐらいの勢いでやっていただきたい。

▼いつ提訴するかについては、裁判官の異動も考慮して長いスパンで考えてよいのではないかと。早急に行う必要はないと考える。

▼(事務局) 事務局としては、長期間にわたって訴訟費用を預かることはいかがかと考えているのだが・・・。

▼保留状態にあるということで、お願いがあるのだが、事務局と弁護団でどういう話が行われているかの過程をもう少し周知してはどうか。

▼(鹿島弁護士) 経過を知りたいというのはもっ

ともなことだと思うが、公開できない内容もあるのでご理解願いたいし、法廷外での活動も必要だと思う。提訴時期については、どのタイミングで提訴を行うかについては、それが広範な運動との関連で広がりを持つかどうかも含めてご検討いただきたい。

▼福井地裁の裁判体云々は別として、今年中に提訴を考えてはどうか。

▼同意見で、速やかに提訴してはいかがか。

▼京都で裁判をやっている。裁判体云々にかかわらず提訴し、その内容を広く知らしめつつ、闘いを堅持すべきでは。

▼（事務局）提訴については特にご異議はなかったようなので、皆さんのご意見を参考にして、プロセスの公開の件も含めて、また広く他の市民運動とも手を携えてやっていくことを事務局でも考えていきたい。では事務局日誌及び決算の説明に入ります。

▼（事務局奥出が活動報告及び会計について説明。以下、活動日誌・事務局会議の概要と決算報告）
・活動日誌&事務局会議

2015 年

5 月 20 日	大飯審尋及び高浜異議審
5 月 23 日	定期総会
6 月 3 日	事務局会議（事務局体制）
6 月 25 日	事務局会議（控訴審準備）
7 月 1 日	第 4 回大飯控訴審
7 月 21 日	福井県原子力安全専門委員長の解任要求（他団体と）
7 月 22 日	志賀原発訴訟原告団との交流
7 月 23 日	事務局会議（他団体との交流）
8 月 13 日	仮処分記者レク
8 月 28 日	仮処分の準備
9 月 3 日	仮処分大飯審尋及び高浜異議審
9 月 7 日	仮処分打ち合わせ
9 月 14 日	第 5 回大飯控訴審
9 月 23 日	事務局会議（仮処分支援）
10 月 2 日	福井県原子力安全専門委員会に申

	し入れ（他団体と）
10 月 7 日	仮処分弁護団リハ、記者レク参加。
10 月 8 日	大飯審尋及び高浜異議審
10 月 22 日	事務局会議（仮処分支援）
10 月 30 日	福井県原子力安全専門委員会に申し入れ（他団体と）
11 月 3 日	長野県脱原発すわ連絡会と交流
11 月 13 日	大飯審尋及び高浜異議審が結審
11 月 20 日	事務局会議（高浜本訴検討）
11 月 23 日	障がいのある人と共に考える防災ワークショップ
11 月 30 日	第 6 回大飯控訴審
12 月 10 日	事務局会議（他団体との交流）
12 月 11 日	西川福井県知事に要請と質問書（他団体と）
12 月 22 日	事務局会議（高浜本訴について）
12 月 25 日	事務局会議（高浜本訴について）
12 月 26 日	志賀原発訴訟原告団との交流
12 月 24 日	仮処分 不当却下

2016 年

1 月 2 日	事務局会議（高浜本訴について）
1 月 6 日	事務局会議（高浜本訴について）
1 月 11 日	京都集会に参加
1 月 16 日	臨時総会
1 月 28 日	事務局会議（高浜本訴の準備）
2 月 6 日	玄海原発原告 1 万人達成集会参加
2 月 11 日	グリーンピースとの会合
2 月 23 日	事務局会議（高浜本訴の準備）
2 月 24 日	高浜ゲート前抗議集会
2 月 29 日	第 7 回大飯控訴審・仮処分抗告審尋
3 月 4 日	西川福井県知事に要請（再稼働後の事故について。他団体と）。事務局会議。
3 月 9 日	大津地裁仮処分集会参加。事務局会議
3 月 10 日	事務局会議（提訴保留検討）
3 月 11 日	福井交流会（大津地裁高浜仮処分を受けて提訴保留！）

3月13日	3.11メモリアル集会（小浜）参加
3月15日	事務局会議（提訴保留等）
4月2日	高浜1、2号機提訴説明会（名古屋）
4月14日	高浜1、2号機提訴（名古屋）
4月15日	事務局会議（総会準備等）
4月28日	事務局会議（会事務室確保等）

➡ 活動日誌には弁護団会議への参加等は含まれていません。

福井から原発を止める裁判の会 2105年度決算			
(2015年4月1日～2016年3月31日)			
科目		科目	
収入		支出	
前期繰越	4,459,938	弁護団支払(大飯・仮処分)	3,002,160
「日本と原発」映画収入	417,700	事務費(プリンタ2台含む)	487,181
会費納入(同時カンパ含む)	4,958,500	印刷代(カタクリ通信他)	366,106
高浜本訴原告費用(預り金)	2,660,000	高浜原告辞退で返金	5,000
カンパ	258,321	会議費(会場費含む)	316,586
本代売上収入	99,683	本代支払	27,132
川内集会参加御礼	35,000	交通費(他集会参加費)	404,044
バス代負担金	269,000	支援バス代支払	631,376
懇親会負担金	26,000	講演料(佐高氏)	100,000
普通預金受取利息	533	通信費(ゆうメール、切手代など)	621,993
		名古屋裁判支援(高浜1、2)	300,290
		弁護団・原告合同会議	51,180
		振込票印字サービス	302
		中嶋見舞い	50,000
合計	13,184,675	合計	6,363,350
次期繰越金	6,821,325		
＜現預金明細＞			
科目	残高	備考	
現金	188,647	小口現金	
普通預金	2,132,678	ゆうちょ銀行	
当座預金	0	会費振込用ゆうちょ口座	
定期預金<通帳式>	4,500,000	ゆうちょ銀行200万円+250万円	
総合計	6,821,325		
＜有価物品および備品＞			
①ハガキ	1,005	1000枚は総会案内用準備	
②切手・52円	35	私製御礼ハガキ用	
③切手・82円	10	長3封筒用	
④プリンター	EPSON	会計・奥出用(A3対応)	
⑤プリンター	EPSON	事務所用(A3対応)	
会計監査			
2016年4月28日(木) 午後2時～4時			
会計担当: 奥出春行 自宅にて			
現金・普通預金元帳、領収書など正確に記帳・管理されていたことを確認しました。			
監査人		正本には監査人の署名捺印があります。	

▼（事務局）事業報告・会計報告については了承いただいたということで、総会の最後になります。高浜本訴の筆頭原告及び原告団長を予定しています東山さんから閉会の挨拶をお願いします。

閉会の挨拶

▼福井県高浜の東山です。裁判の会の事務局の一人として閉会の挨拶をさせていただきます。本当に今日はたくさんの皆さんに、関東や関西など遠いところから、おいでいただき有難うございます。福島からも佐藤さんが来ていただきご講演をいただきました。有難うございます。今日、討議していただいた提訴については、しかるべき時期にやるということと、裁判だけではなく原発を止める



ためのその他の運動についても、今後も力を入れていきたいと思ひます。また、高浜 3、4 号機の提訴についてはその時期までにさらに福井県内でも原告を多数募りたいと思ひています。よろしくお願ひいたします。

総会終了後の昼食会

今回の総会では、終了後に場所を変えて昼食会を設定しました。遠方から来福した方々も含めて約 20 人が参加。昼食をとりながら有意義な歓談の時間を過ごすことができました。可能ならば、事務局として、次回もこのような機会を設けたいと考えています。

決議事項の整理と周知

総会での決議事項については、事務局で整理し、本来ならば、即時全国の会員にも周知すべきところですが、紙媒体による連絡については労力の関係から（「会員数」は現在千人を超えている）、即

時的な通知は行わず、下記のような形で、メーリングリスト（5 月 25 日付）のみでお知らせしています。ご理解・ご容赦をお願いしたいと思います。

記

会員の皆さまへ

さる 5 月 15 日（日）に「福井から原発を止める裁判の会」2016 年度総会を開催致しました。

記念講演に続き、高浜原発差止訴訟についての議案、会計報告が承認されております。

会計報告を含む総会内容の詳細につきましては、6 月 8 日大飯原発差止訴訟・控訴審の後に発行予定の「かたくり通信」にてお知らせ致しますので、もうしばらくお待ちください。

▼3 月 11 日にいったん提訴を保留しておりました高浜原発差止の正式裁判に

つきましては、下記のリンクをご参照ください。

提訴保留について総会での承認をいただき、メディア向けには下記の内容にてプレスリリースを発行しております。

●裁判の会ホームページ

<http://adieunpp.com/takahama.html>

●プレスリリース

https://drive.google.com/open?id=0B_UbM5kIRusAbWJYMF9UazdIYkU

▼プレスリリースの内容は下記のとおり。

記

「福井から原発を止める裁判の会」は、本日（2016 年 5 月 15 日）の総会において、高浜原発 3・4 号機差止訴訟提訴に関する以下の議案（資料参照）を決議致しました。

議案をめぐる討議におきましては、

一、さる 3 月 11 日に予定されておりました提訴については、これを大津地裁で進行中の仮処分、本裁判の動向を見ながらいったん留保すること、

一、大津地裁での仮処分異議審、本裁判の推移を踏まえながら弁護団、原告団の協議を続け、しかるべき時期に、高浜原発 3・4 号機差止訴訟を福井において提訴すること、

一、名古屋地裁に提訴された高浜原発 1・2 号機廃炉を求める行政訴訟を会として支援すること、

一、裁判闘争に限らず、さまざまな反・脱原発の取り組み・運動との連携をさらに強化していくこと、

が確認されております。

この決議のもとについて、「福井から原発を止める裁判の会」は、高浜原発 3・4 号機差止訴訟提訴に向けた準備を進めていくと共に、大飯原発 3・4 号機差止訴訟控訴審のたたかい、高浜原発 1・2 号機廃炉に向けた取り組みを進めていきますので、今後ともよろしくお願い致します。

原発裁判関連ニュース

(恣意的な選択です)

◆大津地裁仮処分その後の動き◆

今年の 3 月 9 日の高浜 3、4 号機の仮処分決定に対して、関西電力は執行停止申立てしていた。これに対して、6 月 17 日、大津地裁は却下する決定をした。今後、少なくとも仮処分異議に対する決定が出るまでの間、関西電力は高浜 3、4 号機の起動スイッチを押すことができないことが確定。

◆名古屋地裁高浜老朽化原発訴訟◆

高浜 1、2 号機の 40 年を超える延長運転認可に反対するための行政訴訟（被告は国）の第 1 回口頭弁論が 7 月 13 日（水）、名古屋高裁に行われる。7 月 7 日が運転延長認可のタイムリミットであった

が、規制委員会は 6 月 20 日に運転延長を認めている。関連情報については、<http://toold-40-takahama.com/>を参照。

◆伊方原発運転差止広島裁判◆

「被爆地ヒロシマが被爆を拒否する」の理念の下、四国電力を相手にした 2 つの裁判が進行中。ひとつは伊方原発 1～3 号機の運転差止を求める本裁判、もうひとつは同 3 号機の運転差止めを求める仮処分命令申立（仮処分）である。

本訴の第 1 回口頭弁論は 6 月 13 日に行われ、第 2 回口頭弁論期日は 8 月 22 日の予定。

仮処分については、第 1 回審尋が 3 月 11 日、第 2 回審尋が 6 月 16 日に行われている。今後第 3 回審尋（7 月 13 日）、第 4 回審尋（9 月 13 日）、第 5 回審尋（9 月 20 日）まで開催することが既に決定している。情報は、

<http://saiban.hiroshima-net.org/index.html> へ。

◆新もんじゅ訴訟の動き◆

東京地裁で、5 月 30 日、新もんじゅ訴訟の第 2 回口頭弁論期日が行われた。原告側は、「機構にかわる運営主体として、文科省の要求する要件を満たす組織があるとは思えない」と主張。第 3 回口頭弁論は 6 月 29 日、第 4 回は 9 月 7 日の予定。

◆志賀原発訴訟第 19 回口頭弁論◆

今回は、事前に双方の代理人と裁判所による進行協議が行われた。4 月 27 日、有識者会合の評価書が原子力規制委員会に提出され、原告団側はこの評価書の結論に絞って主張を展開。北陸電力は、この有識者会合の評価は「科学的ではない」と反論！？有識者評価書という証拠に基づいて早く結論を出すように求める原告側と、引き延ばしをはかる被告側とのせめぎ合いの様相を呈してきた。次回口頭弁論は 2016 年 9 月 1 日（木）、次々回は 12 月 5 日（月）の予定。

◆規制委員会、異議申し立て棄却！◆

2015年2月12日、原子力規制委員会が「関西電力高浜原発3、4号炉の設置変更許可処分」を行ったことを受け、同年4月3日付で異議申立人の呼びかけを行ったところ、わずか1週間で47名の方々（目標30名）から同意書を頂き、規制委員会に提出しました。

この異議申し立てに対し、2016年（今年）5月23日付で「棄却」との決定書が届きました。この、異議申し立ては滋賀・井戸弁護士から紹介され、取り組んできたことから、この結果をお知らせしたところ、滋賀でも取り組んでおり、同じように「棄却」決定が届いたとのことでした。

滋賀では大津地裁での「仮処分判決」出された直後でもあり、今回の異議申し立てへの対応は、慎重に検討しているとのこと、福井でも井戸先生と相談・協議しながら対応していきたいと考えています。「棄却」決定に対しは裁判を持って行政に対する不服申し立てを行うことになりましたが、今後、井戸先生はもちろん福井の裁判進捗状況について考慮しながら、対応を検討していきます。よろしくお願いいたします。（奥出春行）



2016/6/9 関電の地震想定「過小」
大飯原発控訴審 住民側が訴え
関西電力大飯原発3、4号機（おおい町）の運転差し止めを求めた訴訟の控訴審は8日、名古屋高裁金沢支部（内藤正之裁判長）で第八回口頭弁論があり、住民側が元原子力規制委員会委員長代理の島崎邦彦・東大名誉教授らが提出した陳述書を元に「関電が想定する地震は過小評価」と訴えた。次回は十月十九日。次々回は来年一月三十日に決まり、訴訟はさらに続く



ことになった。

た。

住民側は島崎氏の陳述書の内容を説明。「関電が大飯原発の基準地震動の策定過程で使った計算式では、地震の規模が過小評価となる」と指摘した。その上で、国の地震調査研究推進本部の手法に併記されている別の計算式を使い「より保守的な想定をするべきだ」と主張。関電の原発で起きた過去の事故を挙げ「関電に原発を動かす技術的能力はない」とも述べた。

弁護団は、開廷後の会見で「島崎氏の指摘を受け止めれば、確実に基準地震動を引き上げなければならない」とし、規制委は審査をやり直す必要がある」と意義を強調した。

関電は既に立証を終えたとの姿勢。「島崎氏の陳述書を踏まえても過小評価ではない。裁判所の訴訟指揮に応じ、今後も真摯に対応したい」とのコメントを出した。

2016/6/1 大飯原発 基準地震動再計算へ
規制委、島崎氏の指摘受け
原子力規制委員会は二十日、おおい町の関西電力大飯原発の基準地震動（耐震設計で目安とする揺れ）を他の手法で再計算することを決めた。前委員長代理の島崎邦彦東京大名誉教授（地震学）から、計算式の不備で、地震動に過小評価の恐れがあると指摘されていた。

既に了承された地震動の審査をやり直すかどうかは、再計算の結果を踏まえて検討する。同原発の基準地震動は最大加速度八五六ガルで、島崎氏が在任中に指揮した審査で了承された。この日の会合で田中俊一委員長は「当時の責任者からの意見でもあり、原子力規制庁の専門家に評価してほしい」と指示した。計算手法や条件設定を検討した上で、原発の施設に影響が大きい揺れを算出する。

島崎氏が問題視するのは、入倉孝次郎京都大名誉教授らが提唱し、震源の断層面積から地震規模を算出

▼編集ノート：▼会報が遅くなり申し訳ありません。お詫びします。ところで、大飯控訴審に陳述書を提出した島崎邦彦氏と規制委員会の田中委員長が会い、規制庁内部での再計算を指示。注目です！▼総会で佐藤和良さんの言葉・・・「絶望の中で生きているという事実を目をつむってはいけない」『アサツユ 1991-2013』（七つ森書館）より。「絶望」以外にはないような現実、しかし歩みを止めるな、ということでしょう。（編集子）

する「入倉・三宅式」。大飯原発の震源など地表に対して垂直に近い断層に適用すると、地震規模が他の計算式に比べて四分の一程度に過小評価されるという。